

第 22 回 経済・財政一体改革推進委員会 議事次第

平成 30 年 10 月 9 日 (火)
8 時 30 分 ～ 9 時 30 分
中央合同庁舎第 8 号館
特 別 大 会 議 室

1. 開 会

2. 議 事

今後の進め方等について

3. 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「新経済・財政再生計画『改革工程表』」について
- 資料 2 歳出改革に向けた取組の加速・拡大について
- 資料 3 今後の各WGの進め方について
- 資料 4－1 経済・財政一体改革推進委員会 委員名簿（平成 30 年 10 月 5 日時点）
- 資料 4－2 経済・財政一体改革推進委員会 検討体制（平成 30 年 10 月 9 日時点）

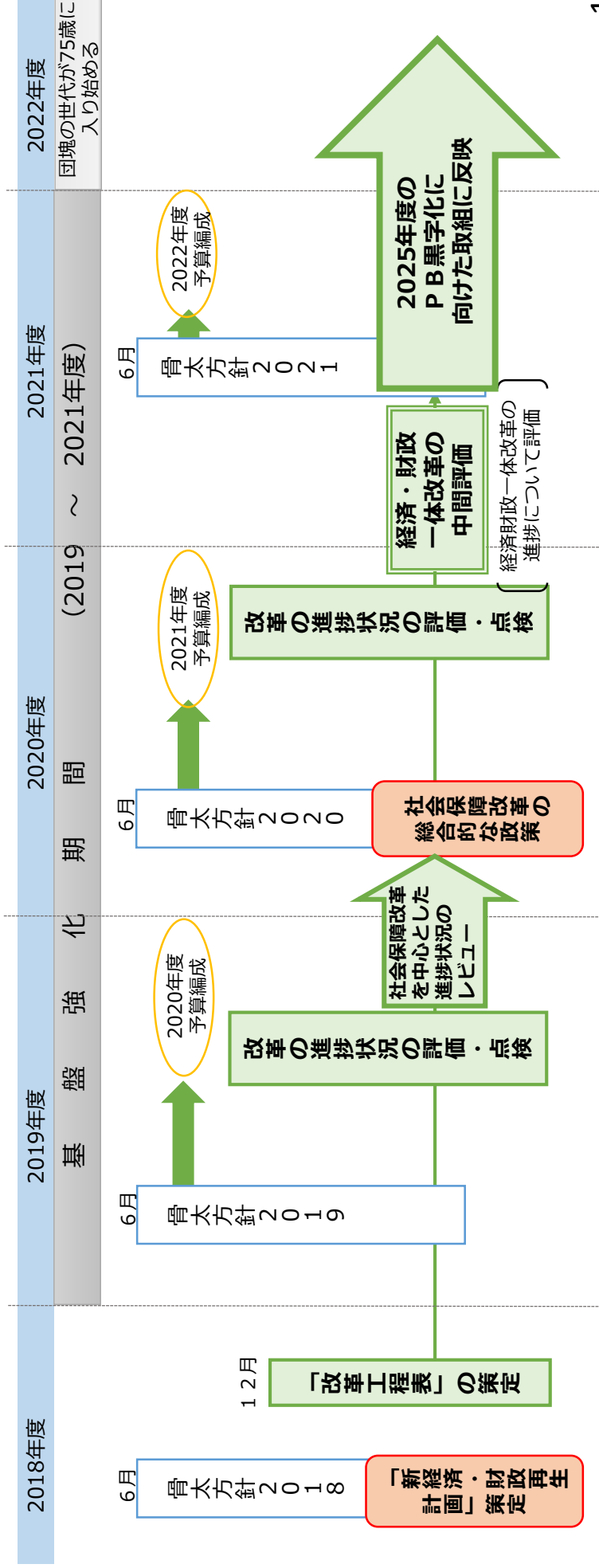
(参考資料)

- 参考資料 1 「新経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針 2018 抜粋）
- 参考資料 2 「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

「新経済・財政再生計画『改革工程表』」について

資料 1

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において定められた「新経済・財政再生計画」の改革事項の進捗管理、点検、評価を行い、翌年度の骨太方針、予算さらにはKPIの見直し等への反映を行う
- このため、新改革工程表では、以下の点を強化
 - ・ 行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にKPIを見直し
 - ・ 見える化、効果的な情報発信・選択肢の提示等を具体化
 - ・ 制度改革等が目指す成果、その道筋をロジックモデルで提示



新改革工程表の構成（「ロジックモデル」と「改革工程」）

1) 「ロジックモデル」

政策のアンブレラ（大きな括り）の設定による改革項目の体系化と取組の進捗・成果を定量的に把握できるKPIの設定により、**目指す成果への道筋を示す**。

«KPIの設定に関する方針»

(1) 定量的なKPIであること

取組の進捗、成果を、取組主体の主観でなく客観的に評価するため、定量的なKPIである必要
※ 骨太方針2018において、「行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形で改革工程表のKPIを見直す」とされている。

(2) 実績値が更新可能なKPIであること

取組の進捗、成果について毎年度、評価・点検を行う。適切な評価・点検に基づきPDCAサイクルを回していくためには、毎年度実績値が更新されるKPIである必要

(3) 目標値について

それぞれの階層のKPIは、取組の進捗、成果を測定する指標であるが、当該指標に関して関係する計画等で目標値が設定されているものについては、目標年と併せて必ず記載。これ以外の場合においては、可能な限り目標値又は指標の推移として目標とする傾向（増加、減少等）を記載

2) 「改革工程」

基盤強化期間における取組の実施主体、時期、手段を示す

【樣式：改革工程】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
(大項目)	○分野ごとの各項目を大きくにする大項目（アンブレラ項目）を設定				○「新経済・財政再生計画」に挙げられた事項について、取組の実施時期・手段を明記	

「新経済・財政再生計画」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、行動変容に働きかける取組等の歳出改革を推進するため、以下の事項について検討し、新改革工程表に反映する。

1) 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

- 各府省庁のモデル事業について、歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表。効果が高いものについて、所管府省庁が戦略的に全国展開、その状況をフォローアップ。
- 技術革新の導入に向け、関係府省、地方自治体等が連携し、広域的にサービスや手続等の標準化を進めることを基本原則とし、標準化が困難なものについてはその理由について説明責任を果たす。

2) 見える化 →別紙参照

- 費用対効果や取組状況について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分析を行うなど見える化。戦略的に情報発信。例えば上位3分の1の水準をターゲット指標とするなど改革努力の目標として活用。

3) 公的サービスの産業化

- 官民連携の下、公的サービスの産業化の取組を加速・拡大。ノウハウ面での地方自治体の支援、課題や先行事例等の蓄積された専門知識の類型化・見える化や横展開、関係府省主導による業務手法の標準化促進。

今後の「見える化」の進め方

① 各分野における「見える化」の着実な推進に向けた工程の明確化

年末までに策定する新たな改革工程表の中で、新計画において「見える化」を進めることとされた各分野の取組事項の具体的内容を、その実施主体、時期とともに示す。

② 「主要分野の『見える化』事項」の作成

「主要分野の『見える化』事項」（改革工程表2017改定版参考資料として作成）について、新たな改革工程表の策定に合わせ、新たに作成する。

③ 地域差等の比較や差異の要因分析等

新計画で定められた各分野の取組事項等に関する費用対効果や取組状況等について、地域差の「見える化」や要因分析を行い、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」にそれらの情報を掲載・集約する。

④ 経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベースの整備

地方公共団体の類型化、データの標準化・充実等を進め、類似団体間の比較を推進する。

1) 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

《社会保障分野》

- ・生活習慣病の重症化予防に関して、先進・優良事例の横展開の加速
- ・認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開
- ・地方自治体への財政的インセンティブを活用し、高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務で育成・雇用する取組の全国展開
- ・住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、横展開
- ・国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開
- ・企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開
- ・保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進

2) インセンティブ改革

《社会保障分野》

- ・予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備
 - ・介護保険の調整交付金の活用方策についての検討
 - ・保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用
 - ・国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から見直し検討
- 《地方行財政改革・分野横断的な取組等》

- ・地方交付税に関して、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフト推進

《社会資本整備等》

- ・インフラメンテナンス国民会議を通じた優良事例の全国展開
 - ・コンパクト・プラス・ネットワークに係るモデル都市の形成・横展開
 - ・個別施設計画について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例を横展開
- 《地方行財政改革・分野横断的な取組等》
- ・水道・下水道について、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表、多様なPPP/PPFの導入や広域化・連携を促進
 - ・自治体行政の様々な分野で、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国拡大

《社会資本整備等》

- ・コンセクションをはじめとする多様なPPP/PPFの導入
 - ・「個別施設計画」の策定率の低い分野について、ガイドラインの策定等による実効的な計画策定を支援
- 《文教・科学技術等》
- ・大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化、頑張る大学の取組を後押し

3) 見える化

《社会保障分野》

- ・地域別の取組や成果について進捗管理・見える化、進捗の遅れている地域の要因を分析、保険者機能の一層の強化を含め更なる対応を検討
- ・国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化推進
- ・介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善

《社会資本整備等》

- ・インフラデータプラットフォームの構築
- ・個別施設計画について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」
- ・空き家・空き地の流通・利活用に向けた情報の充実

《地方行財政改革・分野横断的な取組等》

- ・重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化
- ・地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促進、一覧化を目指す
- ・統一的基準による地方公会計について比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進

- ・国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進
- ・見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進

《文教・科学技術等》

- ・複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化。客観的な指標に基づき、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善
- ・国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を推進
- ・私立大学の公立化について、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携強化
- ・ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立
- ・科学技術分野について、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上

4) 公的サービスの産業化

《社会保障分野》

- ・予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進、サービスの質と効率性を高めていく

《社会資本整備等》

- ・コンセプションをはじめとする多様なPPP／PFIの導入
- ・地方公共団体等がPPP／PFIに取り組みやすい方策の実施
- ・人口20万人未満の地方公共団体がPPP／PFIに容易に取り組める方策の実施

《地方行財政改革・分野横断的な取組等》

- ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化

5) 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

《社会資本整備等》

- ・コンセプションをはじめとする多様なPPP／PFIの導入
- ・空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援を促進
- ・所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進

6) 公共調達の改革

《社会資本整備等》

- ・i-Constructionやインフラデータプラットフォームの構築等の新技術の活用

今後の各WGの進め方について（案）

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において定められた「新経済・財政再生計画」に基づき、年末までに新たな改革工程表を策定する。

策定に当たり、社会保障WG、国と地方のシステムWG、経済社会の活力WGにおいて、それぞれの担当分野について成果をより定量的に把握できるKPIを設定し、その達成の道筋をロジックモデルで提示することとする。

《 検討のポイント 》

1. 改革工程表に以下のような事項を盛り込むため、各省よりヒアリングを行う。

- 骨太方針 2018 を受けた改革の取組状況
- 歳出改革等に向けた取組状況（主に以下のような事項）
 - ✓ 先進・優良事例の横展開
 - － 各府省庁のモデル事業の効果等を定量的に把握、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開、その状況をフォローアップ
 - － 技術革新の導入に向け、関係府省、地方自治体等が連携し、広域的にサービスや手続等の標準化を進める
 - ✓ 見える化
 - － 費用対効果や取組状況の比較・要因分析、戦略的な情報発信、例えば上位 3 分の 1 の水準をターゲット指標とするなど改革努力の目標としても活用
 - ✓ 公的サービスの産業化
 - － 官民連携の下、公的サービスの産業化の取組を加速・拡大、専門知識の類型化・見える化や横展開、業務手法の標準化促進

2. 改革の取組による歳出改革・経済活性化への効果を定量的に把握するための KPI を 3 つの階層で設定し、ロジックモデルとして提示する。

3. 1. 及び 2. で検討した内容を踏まえ、新たな改革工程表案をとりまとめる。

《 今後のスケジュール（予定） 》

各WG 1 回目

10 月中下旬

- ・ 各省庁からの取組状況についてのヒアリング
- ・ 新改革工程表WG案とりまとめに向けたキックオフ

各WG 2 回目

10 月下旬～11 月上旬

- ・ 新改革工程表の作成に向けてロジックモデルを中心に議論

各WG 3 回目

11 月中下旬

- ・ 新改革工程表WG案とりまとめ

経済・財政一体改革推進委員会

12 月上旬

- ・ 新改革工程表原案提示

経済・財政一体改革推進委員会

12 月中下旬

- ・ 新改革工程表案とりまとめ

経済財政諮問会議

12 月中下旬

- ・ 新改革工程表とりまとめ

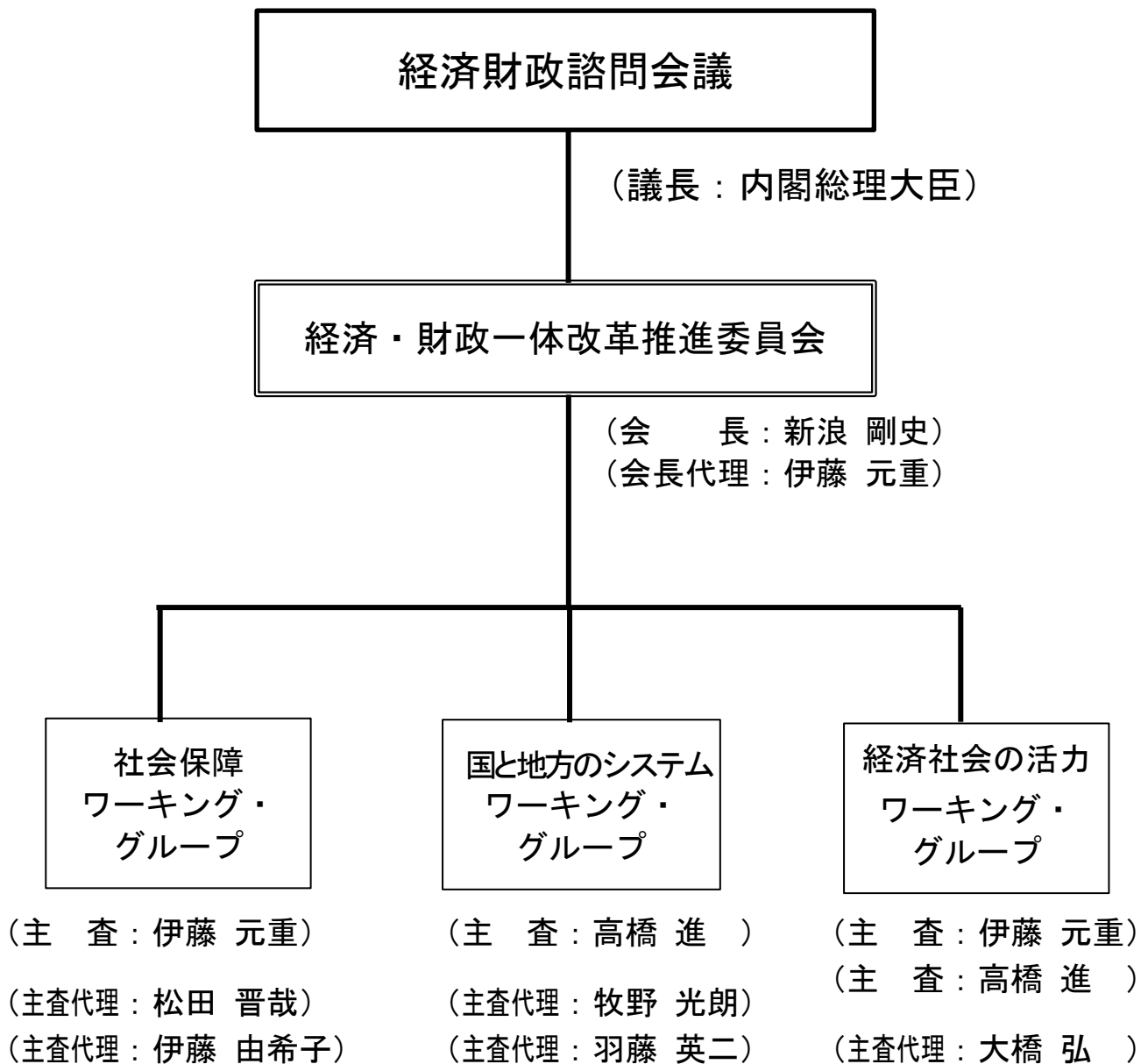
経済・財政一体改革推進委員会 委員名簿

	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
	鈴木 準	株式会社大和総研政策調査部長
	高橋 進	日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	中西 宏明	株式会社日立製作所取締役会長兼執行役
会長	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
	古井 祐司	東京大学政策ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット特任教授
	牧野 光朗	長野県飯田市市長
	松田 晋哉	産業医科大学医学部教授
	山田 大介	株式会社みずほ銀行専務執行役員

(敬称略、五十音順)

平成 30 年 10 月 5 日現在

経済・財政一体改革推進委員会の検討体制



(敬称略)

経済・財政一体改革推進委員会 担当WG

【社会保障WG】

主査	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
	鈴木 準	株式会社大和総研政策調査部長
	古井 祐司	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
	松田 晋哉	産業医科大学医学部教授
	印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
	小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
	藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科教授

【国と地方のシステムWG】

主査	高橋 進	日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
	牧野 光朗	長野県飯田市長
	山田 大介	株式会社みずほ銀行専務執行役員
	石川 良文	南山大学総合政策学部教授

【経済社会の活力WG】

主査	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
主査	高橋 進	日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
	牧野 光朗	長野県飯田市長
	赤林 英夫	慶應義塾大学経済学部教授

(敬称略)

新経済・財政再生計画

(経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 抜粋)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進**1. 経済・財政一体改革の進捗と評価**

安倍内閣では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、再生計画を定め、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済と財政の一体的な再生を目指してきた。計画期間の当初3年間(2016年度～2018年度)を「集中改革期間」と位置付け、財政健全化目標等を定め、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに「改革工程表」を策定し、その取組を進めてきた。

また、2018年3月には経済財政諮問会議に「経済・財政一体改革の中間評価」¹⁶⁴が提出された。

(経済・財政一体改革の総括的な評価)

これまでのアベノミクスにより、デフレ脱却・経済再生に向けた大きな成果が生み出されたが、再生計画で目指していたデフレ脱却と実質2%程度、名目3%程度を上回る経済成長の実現は、いまだ道半ばの状況にある。

財政健全化については、歳出面では、集中改革期間においては再生計画で定めた一般歳出等の目安に沿った予算編成¹⁶⁵が行われたほか、歳入面では、2018年度の国・地方の税収は過去最高の水準を更新する見込みである。しかしながら、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったこと、消費税率引上げ延期や補正予算の影響により、2018年度のPB赤字対GDP比¹⁶⁶の見込みは2.9%程度と、当初の想定よりも進捗に遅れがみられる。また、人づくり革命の安定的財源を確保するため、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道を見直すこととした。これらに伴い、PBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。債務残高対GDP比の上昇は緩やかとなったが、着実な引下げまでには至っていない。

歳出改革の面では、「見える化」やインセンティブの強化を通じた国民、企業、地方公共団体等の行動変容を促す取組について、その浸透に時間がかかっているほか、給付と負担に係る制度改革の進捗にも遅れがみられる。

2020年代には、団塊世代が75歳に入り始めることによる社会保障関係費の増加や、高度経済成長期以降に整備されたインフラについて何ら対策を講じなければ維持更新負担が拡大すること、さらには厳しさを増す安全保障環境への対応等に伴う新たな財政需要が予想される。また、人生100年時代の到来や、AI活用など新たな社会変革の可能性等も考慮していく必要がある。

¹⁶⁴ 「経済・財政一体改革の中間評価」(平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会)

¹⁶⁵ 集中改革期間の3年間で一般歳出1.6兆円程度、社会保障関係費1.5兆円程度の増加。同期間の高齢化による増加分は1.5兆円程度。

¹⁶⁶ 再生計画では、改革努力のメルクマールとして1%程度としていた。

2. 2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げと需要変動の平準化

2019 年 10 月 1 日の消費税率 10%への引上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、以下の取組を進めるとともに、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすく広報を行う。

(1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、人づくり革命の安定財源を確保するために、2019 年 10 月 1 日に予定している消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。具体的には、消費税率の 2%の引上げによる 5 兆円強の税収のうち、従来は 5 分の 1 を社会保障の充実に使い、残り 5 分の 4 を財政再建¹⁶⁷に使うこととしていたが、これを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等¹⁶⁸と、財政再建¹⁶⁹とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。このうち、介護人材の処遇改善について消費税率引上げ日の 2019 年 10 月 1 日に合わせて実施するとともに、幼児教育の無償化についてもこれを目指し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和することとする。

(2) 軽減税率制度の実施

2019 年 10 月 1 日の消費税率 10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

(3) 駆け込み・反動減の平準化策

我が国においては、消費税は 1989 年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げる税制との認識が広く定着している。これに対し、1960 年代から 1970 年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していない。

消費税は消費に広く公平に負担を求める性格のものであることを踏まえた上で、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに当たり、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動

^{167,169} 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増。

¹⁶⁸ 「等」は、従前より消費税率 10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1 兆円程度）。

減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとともに、商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のＩＴ・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及を促進する。

（４）耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

3. 新経済・財政再生計画の策定

（１）基本的考え方

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大する。また、経済・財政一体改革のこれまでの進捗・評価を踏まえた対応や将来予想される大きな変化やリスクを見据えた課題への対応を適切かつ着実に実行する。

- ① 民需主導の持続的な経済成長が未だ確実となっていない中で、世界経済の成長率の低下等により企業収益が悪化すると税収の回復も遅れる可能性がある。財政健全化は着実、かつ景気を腰折れさせることのないようなペースと機動性をもって行う。
- ② 需給ギャップが縮小する中、600兆円経済を実現するためには、サプライサイドの強化が不可欠である。生産性革命、人づくり革命などに経常的に必要となる予算は当初予算に計上し、重点的に取り組むとともに、中長期の視点に立ち、将来の成長の基盤となり豊かな国民生活を実現する波及効果の大きな投資プロジェクトを計画的に実施する。成長と分配の好循環拡大に向け、可処分所得の拡大、企業の設備・研究・人材への継続的な投資拡大等に向けた取組を推進する。
- ③ 広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組¹⁷⁰により、（i）公的部門の効率性向上、公的ストック¹⁷¹や内部留保等の有効活用、不足する人材の最適配置を促すこと等により潜在成長力を強化し、（ii）需要面では、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスの創出により、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。
- ④ 大規模な自然災害や国際的な金融危機等の外的ショックへの財政の対応力を早急に回復させる観点からも、2020年代に予想される変化を見据え、あるべき将来像からバ

¹⁷⁰ 前向きな行動の変化を促すための、「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」、「技術革新を活用した業務イノベーション」の取組。

¹⁷¹ 社会資本、土地、情報等。

ックキャストしながら改革を先取りしていく。

- ⑤ 主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、目標の確実な達成につなげていく。2018年度から改革に取り組むとともに、その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、制度改革等に反映させる。このため、本基本方針を踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を2018年末までに示す。

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標)

財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要がある。

中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）¹⁷²で示された成長実現ケースの下、着実な収支改善を実現することにより、2024年度のPB黒字化が視野に入る¹⁷³。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される。必要な場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要がある。また、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。

このため、財政健全化目標については、

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(目標達成に向けたシナリオのポイント)

- ① 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組（第2章）を通じて潜在成長率を引き上げるとともに、消費税率引上げ等に伴う需要変動をしっかりと乗り越える。2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するための日本銀行の政策運営の継続もあり、デフレマインドの払拭が期待される。これらを通じて、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長を実現することが財政健全化に必要である。ただし、世界貿易の縮小や金融資本市場への影響など保護主義が持つリスク要因に留意する。

¹⁷² 2018年1月23日内閣府公表。

¹⁷³ 安倍政権下においてPB赤字対GDP比の半減目標を達成した2015年度までのPB改善度合いは年平均0.46%ポイント程度（対2012年度。2014年4月の消費税率引上げによる改善分を除く）。この改善ペースが仮に継続すると想定した場合、2017年度のPB対GDP比の実績見込み3.4%の赤字から、2024年度までの7年間で、2019年10月に予定されている消費税率引上げによる改善分（0.4%ポイント）とあわせて累計3.6%ポイント程度改善し、2024年度のPB対GDP比は0.2%程度の黒字となる。

- ② 費用対効果など客観的データに基づく予算のメリハリ付け¹⁷⁴、予算の質の更なる向上を図る。また、価格を直接抑制する取組は今後も進めつつ、賃金・物価の上昇が見込まれる中にあることは、歳出改革は、行動変容の横展開等を通じて改革を加速・拡大する取組に重点化する。こうした取組に優先順位をつけて予算を組むとともに、これまで以上のペースと範囲で実行するためのコンセンサス作りを進める。
- ③ 社会保障関係費の増加圧力が高まる中、社会保障の質を高めつつムダを省き、全世代型の給付と負担のバランスの取れた社会保障制度の構築に向け、構造改革を進めていくことは、財政健全化にも大きく貢献する。
- ④ 追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、引き続き、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。PBの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。

(社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定)

2025年度のPB黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護のサービス供給体制の適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠である。2020、2021年度は75歳に入る高齢者の伸びが鈍化するが、2022年からは団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費の急増が見込まれる。それまでの2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み)

全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。ただし、社会保障は高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出については一律ではなく柔軟に対応する。

- ① 社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する¹⁷⁵。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新

¹⁷⁴ 予算を組み替え、効果の高い予算を増やす一方で効果の低い予算を減らす。

¹⁷⁵ 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

しい経済政策パッケージ」¹⁷⁶で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮する。

なお、2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

なお、真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増¹⁷⁷を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

(中間指標の設定)

財政健全化目標の達成に向けた取組の進捗状況を確認するために、直近の2017年度実績を起点とし、2025年度のPB黒字化目標年度までの中間年である2021年度に中間指標を設定し、進捗を管理するためのメルクマールとする。PB赤字の対GDP比については、2017年度からの実質的な半減値（1.5%程度）¹⁷⁸とする。債務残高の対GDP比については、180%台前半、財政収支赤字の対GDP比については、3%以下とする¹⁷⁹。

(計画実現に向けた今後の取組)

責任をもって経済財政運営を行うために、取組の進捗等についてのレビューを行う。

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点（2021年度）において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

¹⁷⁶ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

¹⁷⁷ 例としては、国際観光旅客税・森林環境税（仮称）の創設。

¹⁷⁸ 消費税率引上げによる改善（0.4%）を除き、2025年度の黒字化に至る中間年度（2021年度）に形式的に半減した水準。

¹⁷⁹ 債務残高対GDP比の2017年度実績見込みは189%程度（中長期試算の公債等残高対GDP比の水準）。なお、債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、財政収支赤字の対GDP比（2017年度実績見込みは4.8%程度）の着実な改善が必要。EUでは財政収支赤字対GDP比3%を過剰な財政収支赤字の発生を防止するためのメルクマールとしている。

改革の進捗管理、点検、評価については、経済財政諮問会議において実施する。また、内閣府は、中長期試算において、定期的に実績との乖離を分析する。

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(基本的考え方)

社会保障は歳出改革の重点分野である。社会構造の変化に的確に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を目指すことで、国民が将来にわたる生活に安心感と見通しを持って人生設計を行い、多様な形で社会参加できる、質の高い社会を実現する。こうした取組により、社会保障制度が経済成長を支える基盤となり、消費や投資の活性化にもつながる。同時に、社会保障制度の効率化を通じて、国民負担の増加の抑制と社会保障制度の安定の両立を図る。

再生計画の改革工程表の全44項目を着実に推進する。行動変容等を通じた医療・介護の無駄の排除と効率化の徹底、高齢化・人口減少を見据えた地域のサービス体制の整備等の取組を加速・拡大する。給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を確実に図りつつ、エビデンスに基づく費用対効果を踏まえながら、健康寿命を延伸し社会の活力を維持するとともに、人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める。

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとするものである。

こうした取組に向け、2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有し、国民的議論を喚起することが重要であり、受療率や生産性の動向、支え手の減少や医療技術の高度化の進展等を踏まえた具体的な将来見通しを関係府省が連携して示す。あわせて、予防¹⁸⁰・健康づくり等による受療率の低下や生産性向上の実現に向けて、具体的な目標とそれにつながる各施策のKPIを掲げ推進する。

これらの取組を通じて、全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。

(予防・健康づくりの推進)

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

糖尿病等の生活習慣病や透析の原因にもなる慢性腎臓病及び認知症の予防に重点的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連

¹⁸⁰ 疾病予防、重症化予防をいう。

合会・医師会等が連携して進める埼玉県取組など、先進・優良事例の横展開の加速に向けて今後3年間で徹底して取り組む。胃がんをはじめとする感染も原因となるがんの検診の在り方を含め、内容を不断に見直しつつ、^{すい}膵がんをはじめとする早期診断が困難ながんを含めて早期発見と早期治療につなげる。傷病休暇の導入や活用の促進により、がんの治療と就労を両立させる。日本健康会議について、都道府県レベルでも開催の促進など、多様な主体の連携により無関心層や健診の機会が少ない層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進する。医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。

認知症に関する研究開発を重点的に推進するとともに、認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開する。新オレンジプラン¹⁸¹の実現等により、認知症の容態¹⁸²に応じた適時・適切な医療・介護等が提供されるよう、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターの司令塔としての機能を引き続き強化し、相談機能の確立等や地域包括支援センター等との連携を進めることを通じ、地域包括ケアシステムの整備を推進する。認知症の人が尊厳を保持しつつ暮らすことのできる共助の地域社会を構築する。

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策¹⁸³や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。また、フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。さらに、健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。アレルギー疾患対策基本指針¹⁸⁴に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進する。

このほか、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。

¹⁸¹ 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成29年7月5日改訂）

¹⁸² 肺炎等の身体合併症も含む。

¹⁸³ フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味し、運動、口腔、栄養等に係る指導等の適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能とされている。

¹⁸⁴ 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）

(生涯現役、在宅での看取り等)

働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度¹⁸⁵の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。また、既存の施策を含め地方自治体への財政的インセンティブを活用し、元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開する。子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。

人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセス¹⁸⁶を全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知¹⁸⁷を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。また、住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、引き続き、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等に取り組む。

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する。

¹⁸⁵ 被用者保険の更なる適用拡大。

¹⁸⁶ ACP (Advance Care Planning) と呼ぶ。

¹⁸⁷ ACPに関し、国民になじみやすい名称の一般公募・選定や、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日の設定等を想定。

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。高齢者の医療の確保に関する法律¹⁸⁸第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。

レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法¹⁸⁹による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。

新たな地域別の将来人口推計の下での大都市や地方圏での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携を促進する。

(医療・介護サービスの生産性向上)

テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていく。産業医・産業保健機能の強化や健康経営を支えるサービスの活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開を図る。また、診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADL¹⁹⁰の改善等アウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導

¹⁸⁸ 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)

¹⁸⁹ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)

¹⁹⁰ 日常生活動作(Activity of Daily Living)。食事、更衣、排泄、入浴、移動などの日常の動作を指す。

入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

（見える化、技術革新を活用した業務イノベーション、先進・優良事例の横展開等）

保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進する。

国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討¹⁹¹する。

科学的介護を推進し、栄養改善を含め自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及等を推進する。特に、自立支援・重度化防止等に資するAIも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組を推進するとともに、ケアマネジャーの質の向上の観点から、その業務の在り方を検討する。

認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装に向けて、既存施策との整合性を図りつつ、政府において優先順位を付け、それを基に予算を重点的に配分するとともに中長期の事業規模を明らかにして推進する。

（医薬品等に係る改革等）

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」¹⁹²に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する。バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」¹⁹³を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研

¹⁹¹ 加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準に配分すべきとの意見や、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であるとの意見等があることを踏まえつつ検討を行う。

¹⁹² 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日内閣官房長官・経済財政政策担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣決定）

¹⁹³ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度¹⁹⁴、2020年度¹⁹⁵においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度¹⁹⁶における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。また、2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。また、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の方針については引き続き検討を進める。後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。

（負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、自助と共助の役割分担の再構築）

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変動の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていく必要がある。勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直していく必要がある。

高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることを検討する。団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準¹⁹⁷を現役との均衡の観点から見直しを検討する。

新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する。医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進する。薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来

¹⁹⁴ 2019年度は、消費税率引上げが予定されている年度。

¹⁹⁵ 2020年度は、2年に1度の薬価改定が行われる年度。

¹⁹⁶ 2021年度は、最初の薬価改定年度（2年に1度の薬価改定の間の年度）。

¹⁹⁷ 収入520万円要件等。

受診時等の定額負担導入を検討する。

医療費については、これまでも、その水準を診療報酬改定等によって決定するとともに、その負担について、随時、保険料・患者負担・公費の見直し等を組み合わせて調整してきたところ。支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する。

（２）社会資本整備等

（基本的考え方）

生産性の向上等のストック効果を最大限発揮するための予算の重点化、効率を追求した事業実施等を通じて歳出の効率化を進めるとともに、地域生活に不可欠なインフラの維持を図りつつ、立地適正化等、人口減少に応じて合理化・効率化を進める。また、中長期的な視点に立ち、経済成長や豊かな暮らしの礎となる政策・プロジェクトを全国各地域で戦略的に展開し、将来世代に質の高いストックを引き継ぐ。

財政制約の下、予算の重点化に加え、公的資産や民間資金の有効活用など新たな投資財源を確保しつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、事業採択・執行に当たっては、平準化や計画的な取組を進めるとともに、インフラ維持管理に当たって早期発見・予防保全を徹底する。

賃金・物価の上昇、人手不足といったマクロ経済環境の見通しの下で、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応し、安定的な成長軌道に乗せていく。

今後、高度成長期に大規模に整備されたインフラが老朽化することから、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを確立・徹底し、ライフサイクルコストを低減するとともに、集約化・複合化等、PPP／PFI、新技術の開発・社会実装、情報基盤の整備等あらゆる面から戦略的な取組を推進する。

こうした取組を通じて、ワイズスペンディングを一層強化する。

（公共投資における徹底した効率化と担い手確保）

公共工事の施工時期について、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応するとともに、年度を通じた平準化の取組¹⁹⁸推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。

建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進するとともに、官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラッ

¹⁹⁸ 債務負担行為の活用、地域単位で国・地方自治体の発注見通しの統合等。

トフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化¹⁹⁹の徹底、大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。

また、インフラメンテナンス国民会議等を通じて、新技術の優良事例の全国展開を図るほか、インフラ維持管理業務の効率化に向けた取組方針を明らかにし、既存の計画に反映する。また、各府省等と連携し、社会資本情報プラットフォームを充実させるとともに、既存インフラの有効活用やソフト対策を推進する。

あわせて、中長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。

(重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化)

2020年のインバウンド目標(4000万人)の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、財政投融资も含め官民資金を重点化する環境を計画的に整備する。既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。

(PPP/PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」²⁰⁰に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策²⁰¹を講ずる。特に、上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP/PFIの利活用

¹⁹⁹ 国管理の河川で実施しているペーパーレス・タブレット端末対応の全国展開、国・地方のインフラ点検台帳のデジタル化等。

²⁰⁰ 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)

²⁰¹ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正PFI法)」(平成30年6月13日成立)に基づく施策の利活用促進に加え、柔軟性や実効性のあるPPP/PFI手法の開発や優良事例の横展開等。

拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

(コンパクト・プラス・ネットワークの推進)

立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。

都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。

(公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体への更新費用試算ソフトの提供等を含め、技術的・財政的支援を通じて、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。

「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

(人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し)

人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。また、都市・まちの生産性向上に向けたインフラや土地等を面的に再生する仕組みを強化する。空き家・空き地の流通・利活用²⁰²に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。社会資本整備の分野についても、受益者負担に基づく財源対策についても検討を行う。

所有者不明土地等について、基本方針²⁰³等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所

²⁰² 住宅セーフティネットの一環として、空き家を若者・子育て世代向けの住宅として活用することを含む。

²⁰³ 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改革の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改革の実現を目指す。変則的な登記²⁰⁴の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(基本的考え方)

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む²⁰⁵。

具体的には、少子化・人口減少の中にあって、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組む、国・地方を合わせたP/B黒字化につなげる。

また、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。同時に、業務のデジタル化・標準化・広域化等を後押しする。

今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。

人口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

(持続的な地方行財政制度の構築)

人口減少・高齢化の下、社会保障給付と負担の推計、学校施設や上下水道をはじめとするインフラ維持更新費の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・

²⁰⁴ 表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記。

²⁰⁵ 地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠であり、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、各省が連携して制度改革を進める。

介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。地方公共団体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、現行の合併特例法²⁰⁶が平成31年度末に期限を迎えることへの対応を検討するとともに、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める²⁰⁷。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

²⁰⁶ 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）

²⁰⁷ 人口減少等特別対策事業費において地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP／PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

(国・地方の行政効率化、IT化と業務改革)

自治体行政の様々な分野²⁰⁸で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。

行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。

(見える化、先進・優良事例の横展開)

地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について

²⁰⁸ 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護給付事務、保育所入所審査等。

見える化する。また、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。また、国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。

同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。

（４）文教・科学技術等

（基本的考え方）

全ての子どもたちが必要な力を身に付け、その質を持続発展させていくとともに、少子化や施設老朽化等の中長期的展望の下、外部人材等の多様なリソースを活用しながら、頑張る教育機関が報われる仕組みの拡充などメリハリをつけた予算配分を行う。

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。政府研究開発投資について、新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

少子化の進展を踏まえた予算の効率化、イノベーション創出による歳出効率化等、エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底を基本として、以下の改革を進める。

（少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上等）

少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。また、学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組むとともに、学校事務の共同実施、教育の情報化等について、KPIを掲げ工程化して推進する。

教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化、客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善を図る。大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ

付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

(イノベーション創出による歳出効率化等)

国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進するとともに、政府事業・制度等のイノベーション化を進める。予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。

(エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底)

「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。

科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。

以上の主要歳出分野のほか、全ての歳出分野において、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

(5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

(基本的考え方)

デフレ脱却・経済再生を加速することにより、経済成長を実現し、税収増をより確実なものとする。また、公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。また、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力²⁰⁹について、今後歳出改革を進める中で考慮する。

(税制改革)

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生 100 年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

I C T の更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化や I C T 化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(資産・債務の圧縮等)

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む）については、引き続き、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不要な資産については売却等に努める。売却収入は、債務の償還や災害復旧等に有効に活用する。

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、**成果をより定量的に把握できる形に改革工程表の K P I を見直す**とともに、こうした取組への予算の重点配分、見える化や効果的な情報発信・選択肢の提示などによる後押しの強化²¹⁰を進めていく。取組の進捗状況を踏まえた評価・見える化を行い、各省庁の予算要求に反映することとするとともに、予算編成過程において政策効果に基づいたメリハリのある予算に組み替える。

²⁰⁹ 例としては、国際観光旅客税・森林環境税（仮称）の創設。

²¹⁰ 例えば、ナッジ (Nudge) と呼ばれる手法は、個人の選択の自由を阻害することなく、各自がより良い選択を行うよう、情報発信や選択肢の提示の方法を工夫するもので、政策分野においても応用されている。

各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、EBPMを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。あわせて、国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のKPIに関連する指標を盛り込む。

（インセンティブ改革）

改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行う仕組み²¹¹について、思い切った導入・拡大を進めていく。保険者における予防・健康づくり等の分野におけるインセンティブ改革の取組の全国的な横展開を進めるとともに、更なるインセンティブの仕組みの強化²¹²を進める。多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。関係府省において、様々なモデル実証事業の実施とともに、評価指標の標準化、成果の共有等を行う。

（見える化）

見える化は歳出改革の推進力である。費用対効果や取組状況について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分析を行うなど、見える化するとともに、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行うことにより、改革を後押しする。また、例えば上位3分の1の水準をターゲット指標とするなど、改革努力の目標としても活用する。さらに、経済・財政と暮らしの指標・見える化データベースについて、地方公共団体の類型化やデータの標準化・充実等を進め、類似団体間の比較を推進する。

各分野において、標準化された包括的データプラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。

また、必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革²¹³を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。

（先進・優良事例の横展開等）

先進的な分野について各府省庁が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表する²¹⁴とともに、効果が高いものについて、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアッ

²¹¹ 保険者努力支援交付金、まち・ひと・しごと創生事業費、国立大学法人運営費交付金における機能強化促進分等や、生活習慣病を中心とした重症化予防、健康づくり等の取組。

²¹² 保険者努力支援制度の評価指標への追加、国保の普通調整交付金の見直しの検討、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの早急な試行的導入等。

²¹³ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等に基づく。

²¹⁴ 効果の定量化や公表が困難なものについては、その理由についての説明責任を果たす。

プする。また、地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

先進的な予防・健康づくりの事例等の全国展開に向け、事例の具体的な実行プロセスの提示、課題解決のポイント分析・費用対効果等の定量的分析、類似団体間の比較可能性の確保などの取組により、情報の質を高める。また、成果が必ずしも上がっていない取組の背景にある阻害要因を取り除く。効果的な情報発信や選択肢の提示などを活用した取組の横展開を推進する。

(技術革新を活用した業務イノベーション)

必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。2020年度までの旗艦プロジェクト²¹⁵の徹底的な推進など行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コスト²¹⁶を2割以上削減するとともに、統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。

技術革新の導入に向け、地方自治体ごとに異なる書類や収集データ、無記名化への対応の違いなどの課題の解消のため、関係府省、地方自治体等が連携し、広域的にサービスや手続等の標準化を進めることを基本原則とし、標準化が困難なものについてはその理由についての説明責任を果たすこととする。

(公的サービスの産業化)

官民連携の下、データヘルスの取組、PPP／PFI、地方行政サービスの民間委託等の公的サービスの産業化の取組を加速・拡大する。

スケールメリットの拡大による民間事業者の参入を促すため、複数自治体や公営企業間等での多様な地域間連携やアウトソーシング等の促進などの環境整備を進める。また、民間参入や民間の業務運営に関する規制の改革を進める。

ワンストップ窓口や助言等を通じたノウハウ面での地方自治体の支援、課題や先行事例等の蓄積された専門知識の類型化・見える化や横展開、関係府省主導による業務手法の標準化等を促進する。

(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

既存資源・資本の有効活用等により、財政が厳しい中にもあっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

²¹⁵ 国民の利便性を高めるとともに、我が国のビジネス環境を改善し、事業者の生産性向上を図るため、引越し、死亡・相続、従業員に関する社会保険・税、法人設立の各分野について、関係手続のワンストップ化等を行う取組。

²¹⁶ 「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）及び「生産性を阻害する行政手続の簡素化―手続・システム―」（平成30年1月11日中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）を踏まえて取り組む。

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など²¹⁷を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。また、生産性向上、観光促進等のため、交通需要調整のための料金施策の検討を推進する。国立大学法人や国立研究開発法人等による研究開発に当たっては、民間企業との連携や寄附金の受入れを進める。

官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、KPIの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。

(公共調達改革)

防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。

中小・ベンチャー企業を含む先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先進技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。

²¹⁷ 空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など。

「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

平成 27 年 6 月 30 日
経済財政諮問会議
平成 27 年 12 月 24 日一部改正
平成 29 年 1 月 25 日一部改正
平成 30 年 7 月 9 日一部改正

1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」（以下「推進委員会」という）を設置する。

推進委員会においては、関係府省庁及び財政当局とも連携し、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- （１）ＫＰＩ を盛り込んだ新たな改革工程表を 2018 年末までに策定するとともに、毎年策定する骨太の方針に基づき改革工程表を改定する。
- （２）「新経済・財政再生計画」に沿って、政策効果に基づくメリハリのある予算が実現されるよう地域差等の見える化・分析を重点的に進め、各府省のＥＢＰＭ（Evidence-based Policymaking、証拠に基づく政策立案）の質の向上を図る。
- （３）改革の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。2021 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

2. 推進委員会の構成

- （１）推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- （２）推進委員会の下に、テーマ別にワーキング・グループを置くことができる。
- （３）各ワーキング・グループではテーマ毎の議論を深める。推進委員会では、新経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。